

浄化槽補助金交付までの手続き（詳細版）

◎市役所 8 階の環境生活課にて「予約受付票」を受けてからは下記の手続きとなります。
書類の提出先は新築時の確認申請を除き、すべて沼ノ端清掃事務所 2 階のゼロごみ推進課総務担当となります。

なお、書類の提出は苫小牧市の工事指定業者による代行が可能です。

1 浄化槽設置届出書を提出してください。

※この様式は工事指定業者が持っており、様々な構造等に関する添付書類が必要となるため、工事指定業者に提出を依頼してください。

添付書類は下記のとおりです。（北海道浄化槽事務ガイドブック H29.3 改訂より）

- ① 構造図、見取図（水平断面図、縦横断面図及び部分詳細図等で、主要な部分の名称及び寸法の記入があり、槽内又は室内の構造が明示されたもので、配管図を含むものであること。）
- ② 建物平面図（各階の室の用途及び面積等が明示されていること。）
- ③ 処理工程図（各槽又は各室の配置並びに汚水、汚泥及び空気の流れ等を明示したものであること。（型式認定浄化槽以外の浄化槽に限る））
- ④ 容量等の計算書（各槽又は各室の容量、各部の材質、送風機の型式及び性能等を明記したものであること。（型式認定浄化槽以外の浄化槽に限る））
- ⑤ 地下浸透放流設備等概要書（設置者自ら設置場所の状況を確認し、地下浸透の是非を判断したものであること。（地下浸透放流する場合））
- ⑥ J I S のただし書きに基づく処理対象人員算定チェックリスト（「住宅に設置する浄化槽の処理対象人員の算定方法の取り扱い方針」に基づき、記入する。）

※新築の場合は建築確認申請となるため、市役所の建築指導課へ提出願います。

2 浄化槽法第 5 条第 4 項の「届出の内容が相当であると認める」旨、通知いたしますので、通知を受けた後、「補助金交付申請書」に以下の書類を添付して提出してください。

（この通知は、苫小牧市審査済の押印がされた浄化槽設置届出書の設置者様控えをもって代えさせていただきます。）

- ① 予約受付票
※市役所 8 階の環境生活課にて受けたものです。
- ② 浄化槽設置届出書の写し又は建築確認書の写し
※工事指定業者が用意
- ③ 設置場所の位置図及び平面図（排水設備・放流設備・水洗化含む）
※工事指定業者が用意
- ④ 借家又は借地の場合は、賃貸人の承諾書
※該当する場合のみ必要。申請者が用意してください。
- ⑤ 施工業者が瑕疵担保責任を負うことを明確にした工事請負契約書の写し
※申請者と施工業者とで取り交わした契約書です。
※瑕疵担保責任とは、売買などの有償契約で、その目的物に通常の注意では発見できない欠陥がある場合に売主などが負うべき賠償責任。製造物責任。

- ⑥ 浄化槽設置工事費見積内訳書（様式第 2 号）
※工事指定業者が用意
- ⑦ 全国浄化槽推進市町村協議会の行う要領に基づいた登録証の写し
※工事指定業者が用意
- ⑧ 社団法人全国浄化槽団体連合会の保証登録証
※工事指定業者が用意
- ⑨ 登録浄化槽管理票（C 票）
※工事指定業者が用意
- ⑩ 道市民税、固定資産税等を完納していることを証する書類（前年度の納税証明書等）
※申請者が市役所 2 階の税制課または勇払・のぞみの各出張所、もしくは豊川・住吉・沼ノ端・駅前各証明取扱所にて取り寄せてください。

- 3 書類審査後、「補助金交付決定通知書」にて通知いたします。
交付決定の通知を受けた後、60 日以内に設置工事を完了させてください。
- 4 設置工事完了後、30 日以内または 3 月 31 日のいずれか早い日までに「工事完了報告書」に以下の書類を添付して提出してください。

- ① 浄化槽保守点検業者との業務委託契約書の写し
※申請者と保守点検業者とで取り交わした契約書です。
- ② 浄化槽法定検査依頼書（国庫補助事業用浄化槽検査依頼書による）
※工事指定業者が用意
- ③ 施工状況確認書（様式第 8 号）
※工事指定業者が用意
- ④ 施工中の写真（補助金交付要綱ア～オの写真）
※工事指定業者が用意
- ⑤ 浄化槽設置工事費実績内訳書（様式第 9 号）
※工事指定業者が用意
- ⑥ 浄化槽の使用開始報告書
※工事指定業者が用意
- ⑦ 新築の場合は確認申請検査済証の写し
※該当する場合のみ必要。工事指定業者が用意。

- 5 書類審査、現地確認後、補助金の交付額を確定し、「交付額確定通知書」にて通知いたします。
- 6 通知を受けた後、「補助金請求書」を提出してください。
※振込先が申請者以外の口座の場合は、委任状を添付してください。
（例）工事代金として、直接施工業者に振り込んでほしい、など。
- 7 ご指定の金融機関に補助金をお振込みいたします。